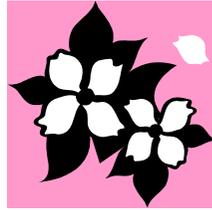


# あなただより 5月号



平成19年5月1日

京都市立稲荷小学校 校長 吉田茂雄

.641-0057 Fax.641-7660 <http://www.edu.city.kyoto.jp/hp/inari-s/>

ハナミズキの美しい、風薫る5月(皐月・May)になりました。

5月は家庭訪問、春の校外学習、スポーツテスト、稲荷山めぐりと行事が一杯。気持ちのよいこの季節に、新しい学級づくりが着々と進んでいきます。

## 家庭訪問始まる(5月1日~11日・予備日15日)

本日より家庭訪問が始まります。新年度が始まって1ヶ月が過ぎ、新しい学年の生活が軌道に乗ってきました。そこで、担任が各ご家庭に伺い、子どもたちの様子について共に語り合いたいと思っています。担任の方からは、学校での子どもたちの様子をお話し、お家の方からは家での子どもたちの毎日の様子をお話しいただきます。



なお、お約束の時刻が多少前後する場合がありますので、ご了承ください。

\* あまりに遅い場合は、学校に電話641-0057してください。

## 春の校外学習~5月16日

今年度の春の校外学習は、次の所へ行きます。

ろ組、1・2年「梅小路公園」...予備日は5月25日。

3・4年「防災センター 梅小路公園」...雨天決行です。

5・6年「京都市動物園」...予備日は5月29日。

\* 全学年、お弁当の用意をよろしくお願いします。



## 第1回稲荷山めぐり~5月30日

本校には、伝統的な「稲荷山めぐり」という行事があり、子どもたちは身近にある自然の宝庫「稲荷山」に上り、四季折々の自然の変化を体感してきます。

さて、今回は青葉・若葉の絶好のこの季節に、低・中・高学年別に稲荷山の春を探索してきます。詳しいことは後日連絡しますが、また例年のように保護者や地域の方のお力をお借りする予定ですので、よろしくお願いします。

## 囲碁教室、児童クラブ始まる~4月28日

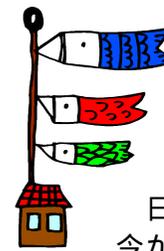


「稲荷子ども見守り隊」の活動からもわかるように、本校は地域の方々が大変熱心に稲荷小学校の子ども達を支えてくださっています。この囲碁教室も、毎月2回土曜日の午前中に、囲碁の楽しさを教えてくださいます。(造形教室は5月12日から始まります。)また、深草中学校区の子供達を対象にした「児童ク

ラブ」も同じ日に発足し、子ども達はバウンドテニスに汗を流しました。(フライングディスク部も5月12日に発足します。)今年度もよろしくお願いします。

## 憲法のお話から「人権」について考えました

5月は憲法月間です。全校のみんなは4月24日(月)の朝会で校長先生のお話を聞き、日本国憲法や基本的人権ということについて考えました。以下、校長先生のお話の抜粋です。



憲法とは日本の国の最も大切で、いろいろな法律や決まりの基本となっている約束です。...(中略)...稲荷小学校でも、学校に来ているみなさんが、誰でも楽しく、気持ちよく、学校生活を過ごすために学校の約束があるように、日本の国に住んでいる人々が、幸せに暮らせるようにするための決まりが日本国憲法です。

日本国憲法が作られたのを記念する日が5月3日の憲法記念日なのです。今から61年前の話ですが、戦争が終わった次の年の、昭和21年(1946年)11月3日に国民に知らされ、翌年の昭和22年(1947年)5月3日から、日本国憲法が日本の国のおおもとの法律として使われるようになりました。このことを記念して、5月3日を「憲法記念日」として休みとしたのです。

この日本国憲法には、国民主権・平和主義・基本的人権の尊重の3つの大きな柱(中心)があります。その柱の1つ「基本的人権」についてお話します。この世に命あるものは、すべて親から授かった大切な命「生きる力」が備わっていますが、特に、人間は単に生きるというだけでなく、人間らしい生活ができることが大切なのです。自分の生活や命を大切にすることはもちろん、人の命や生活も大切にすることが必要になります。自分の好き勝手なことばかりしては、自分はいいかもしれませんが、そのことで嫌な思いをしたり、悲しい思いをしている人が、必ず周りの人の中に出てきます。わがまま勝手をしては、人は生活していくことができません。助け合って生きているのです。人が人として生活できる権利を「基本的人権」といいますが、それを人々が大切にすることを憲法では願っています。

学校では、5月3日の憲法記念日を中心として、5月を憲法月間とし、みなさんと一緒に憲法について考えてみましょうという事です。...(後略)

このお話を受けて、各学年で「憲法」や「人権」ということについて、話し合いました。以下、5年生の子どもたちが校長先生のお話をどのように受け取り、どのように考えたかを、『子どもの目、子どもの心』でご紹介します。

## 子どもの目、子どもの心



・今日は、こうちょうせんせいのお話をききました。お話の内容は「けんぼう」です。「けんぼう」は、みんなが良い生活をおくるためにあるそうです。このお話を聞いてから、5年生だけで学習のルールや生活のルールについて話し合いました。すると、「忘れ物をしない」とか、「人のいやがることをしない」という意見が出てきました。今、「けんぼう」が守られていないことがよくあると聞いたことがあります。どんなルールでも、守らないといけないなあと思いました。

・**ぼく**は、校長先生のお話を聞いて、やっぱりルールをまもらないといけないな、と思いました。ルールは、人々の生活を楽しくするためにあるものだ、と思ったからです。これからは、生活のルールや学習のルールを守っていきたいと思いました。

・**校**長先生のお話を聞いて、今まで「けんぼう」や「人権」なんて、そんなに考えたことなんて無かったけど、考えてみると「日本国けんぼうは、国民が気持ちよく、幸せにくらせるようにあるのだから、大切だな」と思いました。

これからは、「人の話をしっかり聞いて、自分の意見をしっかり言っていこう」と思います。

・**私**は、校長先生のお話を聞いて、学校のルールや学習のルールをみんなで考え、最後までやり通そうと、少し思いました。それは、「ろうか下は走らない」、「人のいやがることはしない」、「忘れ物をしない」、「人の話を最後まで聞く」などです。

これらのルールをちゃんと守って、気持ちよく学校生活を過ごしていきたいです。

『日本国憲法』や『人権』という言葉は難しいですが、上の感想文のように子どもたちは、「ろうか下は走らない」、「人のいやがることはしない」、「忘れ物をしない」、「人の話を最後まで聞く」など、自分たちができる身近なルールを考えました。これこそが、『日本国憲法』の精神ではないでしょうか。

今年度の学校教育目標の目指す子ども像の一つに、「自分も友達も大切にし、力を合わせ共に高め合う子ども」があります。これもまた、『日本国憲法』の精神が生かされていますね。この機会に、お家でも憲法や人権について、お話していただければ有り難いです。

## 子ども達を支える新しい方々です

先月号の「学校だより」やPTAの広報誌『いなり』（春の号外）で、今年度の教職員についてお知らせしましたが、さらに2名の方にお世話になることになりました。

### <校内ラン・サポーター>小林めぐみ先生

本校は、今年度より正式に校内ランが整備されます。「校内ラン」とは、教室、職員室、コンピューター室等のコンピューターが、どこからでも相互に通信できたり、インターネットを通して外部とも通信できたりするもので、子ども達の学習の幅が大きく広がるものです。小林先生は、2週間に1回、その活用方法について指導に来られます。



スクールガードリーダーの植野さん

### <スクール・ガード・リーダー>植野良郷さん

月に3回ほど子どもたちの登下校の安全や校区のパトロールをしてくださる元警察の方です。

また、本校では、PTAや地域の方々による「稲荷子ども見守り隊」がすでに活動を始め、子どもたちの登下校の安全を見守ってくださっています。地域の方々、子ども達のために今年度もよろしくお願ひします。

行事の変更です

日曜参観が6月3日(日)の予定でしたが、深草中学校とも重なり6月17日(日)に変更しました。ご予約お願ひします。なお、翌18日(月)が代休日となります。